

門真市中小企業者事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）第17条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動に支障が生じている本市の区域内に事業所を有する中小企業者に対し、予算の範囲内で門真市中小企業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続のための取組を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、別表右欄に掲げる分類による業種を主たる事業として営むものをいう。
- (2) 売上高等 法人にあっては法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書（別表一）の売上金額に記載されるもの、個人にあっては所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（第一表）の収入金額等の事業欄に記載されるものと、同様の考え方によるものをいう。
- (3) 事業所 専属の従業員等を常に配置し、生産設備、接客設備、電話、OA機器等事業活動に不可欠な設備を有するとともに、物の生産若しくは販売又はサービスの提供が常時行われている施設をいう。
- (4) 新規開業特例者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 平成31年1月1日から令和2年12月31日までの期間に設立された会社又は開業した者
 - イ 令和3年1月1日から同年3月31日までの期間に設立された会社又は開業した者

(交付期間)

第3条 支援金の交付期間は、令和3年度限りとする。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する中小企業者であって、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有している者とする。

(1) 法人 次に掲げる全てに該当する者をいう。

ア 令和3年3月31日以前に設立された会社であって、第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、本市の区域内に事業所を有し、かつ、当該事業所において事業活動を行っている者

イ 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の法人全体の売上高等が、前々年又は前年同月の売上高等と比較して20パーセント以上減少している者。ただし、新規開業特例者にあつては、次に掲げる売上高等の減少要件を適用することができる。

(ア) 第2条第4号アに該当する法人 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の法人全体の売上高等が、会社設立年の法人全体の売上高等の合計から会社設立年の操業月数（会社設立月を含む。）を除して得た額と比較して20パーセント以上減少していること。

(イ) 第2条第4号イに該当する法人 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の法人全体の売上高等が、同年1月から3月までの法人全体の売上高等の合計から同期間中の操業月数（会社設立月を含む。）を除して得た額と比較して20パーセント以上減少していること。

(2) 個人 次に掲げる全てに該当する者をいう。

ア 令和3年3月31日以前に開業した個人であって、申請日において本市の区域内に事業所を有し、かつ、当該事業所において事業活動を行っている者

イ 事業収入が給与収入及び雑所得によるそれぞれの収入よりも多い者

ウ 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の事業全体の売上高等が、前々年又は前年同月の事業全体の売上高等と比較して20パーセント以上減少している者。ただし、新規開業特例者にあつては、次に掲げる事業全体の売上高等の減少要件を適用することができる。

(ア) 第2条第4号アに該当する個人 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の事業全体の売上高等が、開業年の事業全体の売上高等の合計から開業年の操業月数（開業月を含む。）を除して得た額と比較して20パーセント以上

減少していること。

- (イ) 第2条第4号イに該当する個人 令和3年4月から9月までの任意の1箇月間の事業全体の売上高等が、同年1月から3月までの事業全体の売上高等の合計から同期間中の操業月数（開業月を含む。）を除いて得た額と比較して20パーセント以上減少していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としていない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 申請日において、国が実施する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金を受給したことがある又は申請している者

(3) 申請日において、大阪府が実施する飲食店等に対する営業時間短縮等協力金又は大阪府大規模施設等協力金を受給したことがある又は申請している者

(4) 暴力団（門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(5) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

(6) 暴力団密接関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

(7) 前3号に掲げる者のいずれかが代表者又は役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人又は清算人をいう。）となっている者

(8) 宗教法人又は政治団体

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種を営む者

(10) 前各号に掲げる者のほか、支援金を交付するに当たり不相当と認められる事由がある者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、本市の区域内に所在する事業所1箇所につき、法人にあっては20万円、個人にあっては10万円とする。ただし、法人にあっては100万円、個人にあっては30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市中小企業者事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 売上高等の減少を証する書類
- (3) 申請の対象とする事業所が本市の区域内に所在することを証する書類
- (4) 振込先口座が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、申請者に追加資料の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、門真市中小企業者事業継続支援金交付指令書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、前項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、門真市中小企業者事業継続支援金不交付決定通知書（様式第4号）により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 交付の条件に適合しないと認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき又は支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消し又は支援金の返還が必要であると判断したとき。

(現地調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、現地調査を実施するとともに、質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

別表（第2条関係）

項	中小企業基本法 上の業種	日本標準産業分類上の分類
1	卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち卸売業
2	小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち小売業 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
3	サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業）、中分類39（情報サービス業）、 小分類411（映像情報制作・配給業）、小分類412（音 声情報制作業）、小分類415（広告制作業）、小分類416 （映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業）、中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※小分類791（旅行業）を除く。 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））
4	製造業、建設業、 運輸業その他の 業種（第1の項 から第3の項ま でに掲げる業種 を除く。）	大分類C（鉱業、採石業、砂利採取業） 大分類D（建設業） 大分類E（製造業） 大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業） 大分類G（情報通信業） ※第3の項右欄に掲げる類型に該当する事業を除く。

	<p>大分類H（運輸業、郵便業）</p> <p>大分類J（金融業、保険業）</p> <p>大分類K（不動産業、物品賃貸業）</p> <p>※第3の項右欄に掲げる事業を除く。</p> <p>大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち</p> <p>小分類791（旅行業）</p>
--	---